

## 市税

市民税，固定資産税，軽自動車税，たばこ税，入湯税など。

## 地方譲与税

国税として徴収したものを，そのまま市に対して譲与。地方揮発油譲与税，自動車重量譲与税などがある。

地方揮発油譲与税総額の100分の42が道路の延長及び面積に基づく按分によって譲与。自動車重量税の収入額の3分の1が譲与。市町村道の延長及び面積に按分して譲与。

## 利子割交付金

金融機関等からの利子の支払を受ける際に課税された税の一部を財源として，県が個人県民税の額に応じて，市に交付。

## 配当割交付金

配当課税された税の一部を財源として，県が個人県民税の額に応じて，市に交付。

## 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得税で課税された税の一部を財源として，県が個人県民税の額に応じて，市に交付。

## 地方消費税交付金

地方消費税の一部（2分の1）を財源として，県が人口及び従業者数で按分（各1/2）し，市に交付。

## 自動車取得税交付金

自動車取得税の一部を財源として，県が市町村道の延長や面積で按分し，市に交付。

## 地方特例交付金

住宅ローン減税による個人市民税の減収額を補てんする減収補てん特例交付金。

## 地方交付税

国税（所得税，法人税，酒税，消費税，たばこ税）の一定割合を財源として，全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう，国が一定基準により市に交付。

全体のうち94%相当額が普通交付税，6%が特別交付税。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準に基づき算定，特別交付税は普通交付税の機能を補完

## 交通安全対策特別交付金

道路交通法に定める反則金を財源として，道路交通安全施設（道路照明灯，カーブミラー等）の設置及び管理に要する経費に充てるために，国が市に対して道路延長及び人口割合により按分して交付。

## 分担金及び負担金

市の行う事業により利益を受ける方から，その受益を限度として徴収。保育所の保育料などが該当。

## 使用料及び手数料

市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける方から，その受益に対する実費負担的なものとして徴収。テニスコートの使用料や住民票の写しの交付手数料等が該当。

## 国庫支出金

国と市の行う事業の経費負担区分に基づいて、国が市に対して支出。負担金、委託費、特定の施設の奨励または財政援助のための補助金など。

## 県支出金

県が市に対して支出。県自らの施策として単独で交付するものと、県が国庫支出金を経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）がある。

## 財産収入

市が有する財産の貸付け、売払い等により得た現金収入。公共用地の売払収入や、基金積立金の利子等が該当。

## 寄附金

民法上の贈与で、金銭に限られるもの。使途が特定されない一般寄附金と、使途を限定した指定寄附金がある。

## 繰入金

一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をすること。他の会計から資金が移される場合を「繰入」、移す場合を「繰出」という。

## 繰越金

前年度の決算上の剰余金。

## 諸収入

収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入をまとめたもの。延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入など。

## 地方債（市債）

市が事業を行うにあたり、財源が不足する場合、特に一時に多額の資金を必要とするときに、外部（政府・地方自治体金融機構・銀行など）から資金を調達するもので、長期的な借入金。

## 一時借入金

一会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる金銭。歳入歳出予算の財源となることはなく、年度内に償還しなければならない。

## [歳出：目的別]

### 議会費

議会運営のための経費。

### 総務費

庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などの経費。

### 民生費

障害者や高齢者に対する福祉の充実、子育て支援などの経費。

### 衛生費

環境保全、疾病予防、健康増進などの経費。

### 農林水産業費

農林業の振興を図るための支援や生産基盤整備などの経費。

## 商工費

商工業や観光の振興などの経費。

## 土木費

道路や河川、公園などの整備や維持補修のための経費。

## 消防費

消防や火災予防などの災害対策のための経費。

## 教育費

学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費。

## 公債費

市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費。

## 諸支出金

支出の性質により、他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目。各種基金への積立金など。

## 予備費

予算編成の際、予期しなかった予算外の支出に対応するための科目。

## [歳出：性質別]

### 人件費

職員の給与や議員、臨時職員への報酬などの経費。

### 物件費

市の経費のうち消費的性質をもつ経費。賃金、旅費、交際費、需用費などが該当。

### 維持補修費

道路、公共用施設などを管理するために必要な経費。

### 扶助費

生活保護法、児童福祉法等の法令に基づく被扶助者への支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費。

### 補助費等

市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費。主なものとして、報償費（講師謝金など）、役務費（保険料）、負担金・補助金及び交付金（一般的な補助金）などが該当。

### 普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎などの公共用または公用施設の新増設の建設事業に必要とされる投資的な経費。

### 災害復旧事業費

降雨、暴風、地震などの異常な天然現象等の災害により被災した施設を復旧するための経費。

## 公債費

市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費。

## 積立金

財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合に、年度間の財源変動に備えて積立てる経費。

## 投資及び出資金

財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費。

## 貸付金

地域住民の福祉増進を図るため、市が直接あるいは間接に現金の貸付を行うための経費。

## 繰出金

一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をするための経費。

## 交付税編

### 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの。

地方税法に定める法定普通税を、標準税率により地方交付税法で定める方法で算定した標準税収入額に、各種譲与税、交通安全対策特別交付金を加え、さらに普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算して算定。

### 基準財政収入額

各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。

### 基準財政需要額

各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。

基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として、普通交付税が交付される。

### 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需用額で割って得た数値の過去3ヵ年の平均値のことで、国が各種財政援助措置を行う場合の財政力の判断指数とされているもの。1に近いほど財源に余裕があるとされ、単年度で1を超える地方公共団体は普通交付税の不交付団体となる。

### 合併算定替

合併後10年度間は、別々の市町村が存在するものとみなして計算した交付税額の合算額を下回らない額を保障するもの。

合併後11年度から15年度にかけて段階的に縮減される。

### 健全化判断比率

平成19年6月の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の成立により、地方公共団体の財政状況を多角的に判断するための基準となるもので、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの財政指標のこと。これらの財政指標のいずれかが基準値を上回ると、段階的に『早期健全化団体』、『財政再生団体』となる。

### 実質赤字比率

普通会計の赤字の程度を示す指標。  
この指標が高いほど普通会計の赤字が深刻である。健全化判断の基準値は早期健全化団体が13.24%（H23海津市の場合）、財政再生団体が20.00%。

### 連結実質赤字比率

実質赤字比率の対象が普通会計のみであるのに対し、この指標は地方自治体全ての会計の黒字・赤字を合算した場合の赤字の程度を示す指標。  
この指標が高いほど財政赤字が深刻であり、その解消が困難であるといえる。健全化判断の基準値は早期健全化団体が18.24%（H23海津市の場合）、財政再生団体が30.00%。

### 実質公債費比率

従来の起債制限比率に、準元利償還金（公債費に準ずる債務負担行為や公営企業・一部事務組合への公債費見合いの支出）を加えた実質的な公債費の割合を示す指標で、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、起債に当たり許可が必要となる。また、健全化判断の基準値は早期健全化団体が25.0%、財政再生団体が35.0%。

### 将来負担比率

普通会計の借入金の残高、特別会計、公営企業会計、一部事務組合の借入金で実質的に普通会計が負担する分の残高に加えて、土地開発公社、第三セクターの負債で普通会計が負担する可能性の有る額の大きさを表す指標。  
この指標が高いほど、現在の負債が将来財政を圧迫する危険性が高いといえる。健全化判断の基準値は早期健全化団体が350.0%。

### 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費（職員給など）・扶助費（医療費助成など）・公債費（借金の返済）のように、毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）にどの程度充当されているかという割合を示すもの。

### 公債費比率

公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合。この数値が高いほど、財政構造の硬直性が高いと考えられる。

### 起債制限比率

公債費による財政負担の割合を判断する指標の一つで、過去3ヵ年の平均値で表される。

### 公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。この数値が高いほど、財政運営の硬直性が高いと考えられる。

### 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する割合。

### 形式収支

単純に、歳入決算総額から歳出決算総額を引いた額。

### 実質収支

収入と支出の実質的な差額をみるもので、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額。実質収支がマイナスになると、赤字団体とされる。

### 一般会計

議会費，総務費，民生費，教育費など地方公共団体の存立の本来の目的そのものの事務を処理するための会計。

### 特別会計

水道や下水道などの特定の事業を行う場合や，特定の歳入をもって特定の歳出に充て，一般の歳入歳出と区分して計上する必要がある場合に設置。

### 普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため，財政状況の統一的な掌握や比較が困難であることから，地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。一般会計のほか，特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外の純計額となる。

### 義務的経費

市の歳出のうち，人件費，扶助費，公債費などその支出が義務づけられている経費。

### 投資的経費

道路，橋りょう，公園，学校，公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費であり，普通建設事業費，災害復旧事業費等から構成。

### 補助事業

市が国から負担金，または補助金を受けて行う事業。

### 単独事業

市が国の補助などを受けずに，市独自の経費で任意に実施する事業。

### 一般財源

用途が特定されず，どのような経費にも使用することができる財源。地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金などが該当。

### 特定財源

用途が特定されている財源。国庫支出金，県支出金，市債などが該当。

### 債務負担行為

数年度にわたる建設工事，土地の購入等翌年度以降の経費支出や，債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの，将来の財政支出を約束する行為。

### 類似団体

全国の地方自治体を，人口と産業構造（就業者数）によりグループ分けしたもの。類似団体の平均値は，地方自治体間の財政状況の比較・分析等に用いられる。

### ラスパイレス指数

地方公務員の給与水準を表す指標。  
学歴・経験年数が同じ階層の平均給料を国家公務員・地方公務員との間で比較して，国家公務員の平均給料を100とした場合の地方自治体職員の給料水準を表したもの。

### 基金

条例の定めるところにより，特定の目的のために又は定額の資金を運用するために設けるもの。

### 地方財政計画

地方公共団体全体の収入・支出の総額を，客観的に推測される通常の水準で計上したものの。地方財源の保証を行っており，個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる。